

# ○自衛隊記念日記念行事委員会規則

昭和42年5月10日  
海上幕僚監部達第2号

改正 昭和44年6月16日 海上幕僚監部達第2号〔第1次改正〕

昭和63年12月14日 海上幕僚監部達第6号〔第2次改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達15条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達30条による改正〕

平成12年12月8日 海上自衛隊達第35号〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達4条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第54条による改正〕

自衛隊記念日記念行事委員会規則を次のように定める。

## 自衛隊記念日記念行事委員会規則

(設置)

第1条 海上幕僚監部に自衛隊記念日記念行事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、自衛隊記念日記念行事（以下「記念行事」という。）の準備、実施及び事後処理に関する事務の総合調整を行うことを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、委員及び幹事をもつて構成する。

2 委員長は、総務部長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 経理課長
- (3) 人事計画課長
- (4) 厚生課長
- (5) 援護業務課長
- (6) 運用支援課長
- (7) 施設課長
- (8) 指揮通信課長
- (9) 情報課長
- (10) 装備需品課長
- (11) 衛生企画室長

4 幹事は、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し議事を統括する。

2 委員は、委員会に出席し議事に参加する。

3 幹事は、委員会の運営に関して委員長を補佐する。

(分科委員会)

第5条 委員長は、議事を行うに当たり必要があると認める場合は、次に掲げる記念行事について分科委員会を設置することができる。

(1) 観艦式

(2) 観閲式

(3) 航空観閲式

(4) 追悼式

(5) 感謝状贈呈式

2 分科委員会の委員は、委員長が委員会の委員のうちから指名する。

3 委員長は、審議上必要があると認める場合は、海上幕僚監部に勤務する者の中から適任者を指名し、分科委員会に出席させることができる。

4 分科委員会の運営は、委員会の運営に準ずる。

(報告)

第6条 委員長は、記念行事終了後実施経過の概要及び所見を海上幕僚長に報告するものとする。

附 則

1 この達は、昭和42年5月10日から施行する。

2 観艦式事務委員会規則（昭和32年海上幕僚監部達第3号）は廃止する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和44年6月16日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年12月8日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。